

監査公表第3号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和元年12月26日

糸魚川市監査委員 吉岡 正史
糸魚川市監査委員 渡邊 重雄

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

商工観光課、消防本部、建設課、会計課

(主な調査事項は「監査対象一覧」のとおり)

3 監査の実施日

令和元年11月25日、令和元年11月26日

4 監査の方法

令和元年度の市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて調査するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、関係所属長に留意又は改善を促した。

監 査 対 象 一 覧

課名（実施日）	主な調査事項
<p style="text-align: center;">商工観光課 (11月25日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域おこし協力隊事業の支出事務 ・ 翡翠園・玉翠園・谷村美術館運営事業の支出事務 ・ ジオパーク推進事業の支出事務 ・ 課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務 ・ 市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務
<p style="text-align: center;">消防本部 (11月26日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防手数料の収入事務 ・ 常備消防通信費の支出事務 ・ 自主防災組織育成事業の支出事務 ・ 防災備蓄品整備事業の支出事務 ・ 課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務 ・ 市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務
<p style="text-align: center;">建設課 (11月26日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅使用料の収入事務 ・ 生活交通確保対策事業の支出事務 ・ 公園管理費のうち公園管理費（糸魚川地域）の支出事務 ・ 課所管施設（指定管理を除く。）における自動販売機の設置に係る収入事務 ・ 市職員が事務局を担当する財政援助団体に関する支出事務
<p style="text-align: center;">会計課 (11月26日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費（会計課）の支出事務 ・ 物品（使用中の物品に係る保管を除く。）の出納及び保管に関する事務